

平成17年度「包括外部監査の結果報告書」による指摘事項等一覧

「市債」の財務事務について(発行事務・公債費負担・該当事業の効果をめぐって)

1 指摘事項

ページ等	指摘事項	措置状況	施設(所管)
P46 L5 資産管理	AVテーブル、テレビジョン受像機、音響映像機器など101点が、すでに除却されているにもかかわらず、備品台帳に残ったままとなっていた。 本来はその事象が発生した時点で、規定に従い適切に処理すべきである。	処理を反映した備品台帳が、平成18年3月に会計課より交付されております。 (平成18年7月)	架橋記念館 (観光振興課)
P46 L8 資産管理	テーブル、パイプイスなど数の多い備品に、実際に現物はあるが備品台帳に見当たらないもの、逆に備品台帳にあるが現物が分からないものが何点かあった。備品台帳に配置先が記載されていないため現物を探し出すのに時間を要し、最終的に見つけれないという状況である。 備品台帳に配置先を記載していれば探す必要がなく効率的である。そもそも台帳上の備品と現物との照合を定期的を実施していればこのような問題は起きないはずである。	平成18年3月30日に倉敷市瀬戸大橋架橋記念館において、テーブル、パイプイスを含む備品の総チェックを行い、備品の配置先を明示した備品台帳を作成しました。 (平成18年7月)	架橋記念館 (観光振興課)
P53 L28 指定管理料の清算	指定管理者制度は、指定管理者の民間企業やその他の団体等のノウハウを活用し、その自主的な経営努力により収入の増加、経費の節減を図ることが本来の趣旨である。従って上記の適用指針に記載されたとおり指定管理料の精算は行わないこととすべきである。	平成19年4月1日よりの指定管理者の公募においては、「倉敷市指定管理者制度推進方針」に基づき、指定管理料につきましては、精算を行わないこととします。 (平成18年7月)	架橋記念館 (観光振興課)
P55 L17 当該事業は将来とも有効性・効率性を確保できそうか	倉敷市は公募により指定管理者を選定し、運営管理および利用者の増加策などについてまかせているが、倉敷市も記念館の今後のあり方について真剣に議論し、早急に方向性(継続、閉鎖、売却、転用等)を明らかにすべきである。	市民の教養文化の向上・地域住民の利用の増加につながるよう、自主事業の充実に重点を置くなど指定管理者による民間活力を導入し、瀬戸大橋架橋記念館の継続をしてまいります。 (平成18年7月)	架橋記念館 (観光振興課)
P208 L27 備品台帳の整備と定期的な固定資産実査	備品台帳の不備を直ちに適正化すると同時に、半期に1回以上の定期的な固定資産実査を実施すべきである。	平成18年3月30日に倉敷市瀬戸大橋架橋記念館において、備品の総チェックを行い、備品の配置先を明示するなど備品台帳の適正化を図りました。 今後も、備品の適正な管理を図るために、定期的な固定資産実査を行ってまいります。 (平成18年7月)	架橋記念館 (観光振興課)

P59 L25 事業の評価	無償貸与が基本となっているので、公債費及び高額修繕費等が市の負担となるが、公益事業と見なせない以上、これを負担する理由がない。	【経過】 ・平成2年4月26日開館し、平成2～11年度までの間、倉敷市から(財)日本船員厚生協会に施設を無償貸付し、同協会が運営にあたったが赤字経営が続き、撤退の申し出がありました。 ・平成12年～15年度は、(財)休暇村協会に施設を無償貸付し、同協会が運営にあたりました。経営状況はかなり改善しましたが、利益を上げるまでには至りませんでした。 ・平成16～18年度については、指定管理者を公募し、(財)休暇村協会の関連企業である(株)休暇村サービスに決めました。協定書の内容は、「決算で収益が生じた場合は、すべて指定管理受託者の収入とする。ただし、指定管理受託者はその収益を優先的に施設のサービスの向上及び改修費用等に使用するものとする。」というものでありました。なお、指定管理料としては、倉敷市からは支払わないことになっていましたが、事業所税(市税)については想定された経費で無く事前に取決めがなかったため、事業所税相当額(879,100円/年)を支払うことといたしました。	海員会館 (産業支援課)
P72 L21 事業の効率性	船員や倉敷市民の利用が著しく限定的であるのが実態と考えられることから、これが「不可欠の公益事業」と考えることに相当無理があると思われる。今後、より突っ込んだ議論を展開して、行政コストが発生するだけの当該事業の効率性・必然性を再検討すべきであると判断する。	【今後の取組み】 ・今後は水島海員会館を、水島駅前地区のまちづくりの問題を検討していく中で、公益性、採算性などの面からもどのように位置付けていくか、廃止も含め平成21年度中までに検討し、方向を決定いたします。 ・当面の平成19年度からの管理については、公募により指定管理者を選定することは同じですが、「包括外部監査の報告書」で指摘を受けており、まず次の点を改善・検討いたします。 1 行政経営課は、指定管理期間は原則5年間で指導していますが、施設の廃止も含め検討を行なうので、指定管理の期間を3年間といたします。 2 平成16～18年度は、倉敷市から指定管理料として、事業所税相当額879,100円を出していますが、平成19年度の指定管理者制度の「公募の条件の中で利益の配分」は、指定管理者から倉敷市へ0円以上の納入をするよう提案させます。 (平成18年7月現在)	
P73 L7 事業の将来性	修繕や取り替えなどの追加コストもよく勘案して、継続の場合の将来採算計画を策定しておかなくてはならない。	平成19年4月1日からの指定管理者の更新にあたり、施設使用料1,000千円/年により協定書を締結しました。また、修繕費についても、同協定書において、指定管理者が2,000千円/年を負担することになっており、本市が負担する修繕費の軽減を図っています。また、今回の指定管理者の更新にあたり、今後、施設の使用目的や運営方法の検討を行うため、指定管理の期間を3年間としました。 本市では、岡山県と協力し、水島コンビナートの競争力強化を進めていますが、その中でも、国際物流拠点としての水島港の役割は重要であり、従って、当該施設の現状の利(平成19年6月)	
P73 L17 事業の将来性	事態の改善が困難であるなら、事業の廃止・物件の売却も視野に入れて検討すべきと考える。即ち、必ずしも公益目的とは考えられない事業に、市が行政コストを注ぎ込み続けることが適切かどうかを真剣に検討すべきである。		
P92 L30 倉敷市の事務事業評価	事業の効率性はごみ処理量、トン当たりごみ処理経費共に増加しておりB評価が妥当である。	内容を精査した結果、事業の効率性については評価を下げました。 (平成20年8月)	東部埋立 (環境施設課)

P106 L29 収入管理(使用料・手数料徴収事務)の適正性、合規性	C社に対しては、滞納期間及び金額を考えると処分が甘いと判断せざるをえない。 水道料金等の一般の市の使用料・手数料の収納手続は金額は少額でも厳格に行なわれており、手続自体は同じであるため、適切かつ厳正な処分が必要である。延滞金については、必ず課することが必要であり、減免する場合には、申請書を提出させて所定の手続を行う必要がある。 また、公平性の観点から他の大部分の収集運搬業者は納期限までに納付しており、一部の滞納業者に寛大であることは、これらに対して不公平でもある。	C社は、市内の零細企業で、数名の従業員によって一般廃棄物の収集を業としています。自己の都合で手数料を滞納しましたが、市は、「市内の中小・零細な収集業者を育てる」姿勢でC社を指導し、誓約を提出させ、未済金を分納で徴収しています。 ご指摘のとおり、市の処分は水道料金等と比較して甘くなっていますが、上記の観点で環境行政を担う企業を立直らせるため、市は注意深くC社を見守っていますが、今後は、各収集運搬業者に対し公平性を保つよう対応していきます。 (平成19年6月現在)	水島清掃工場 (環境施設課)
P108 L3 倉敷市が実施した「事務事業評価結果」との比較吟味	評価については、「妥当性」については、次年度からの前述の「長期包括運営契約」を前提としており市の関与の妥当性として低くなっている。同様に「方向性」も縮小となっている。 「局内優先度」についてはCとして「効率化を進めながら現状維持すべき事業」としているが、方向性との整合性がないのではないかと考える。	H17年度長期包括運営契約を締結することで、事業としてはコスト削減を行ないつつ現状維持を継続しています。当該事業は現状維持していくべき事業であり、方向性が「縮小」と評価していることは、誤りであり、「現状維持」に訂正しました。 (平成20年8月)	水島清掃工場 (環境施設課)
P118 L7 利用料金の収納状況の適正性について	来館者集計表(日計)は、施設・来館者層ごとに単価・人数が記載されており、その合計金額が日々の利用料として入金処理されるが、当該人数と来館者が購入したチケットの枚数が照合されていない。	展示室と宇宙劇場のチケット2年分の在庫を有効に活用するため「倉敷科学センター受付チケット管理表」を作成し、利用料とチケット発券枚数の照合を日々行いチケット残高の確認を行っています。 また、平成20年春の展示室リニューアル時にチケット管理の改良を行います。 (平成18年7月)	ライフパーク (科学センター)
P118 L11 利用料金の収納状況の適正性について	来館者から受け取った利用料が、すべて公金として入金されていることを確認するためには、チケットを施設・来館者層ごとに連番管理し、日々の受払いと残高について定期的に現物および来館者集計表(日計)と照合を行う必要がある。		
P118 L24 契約事務の適正性について	1社随意契約が5件もあり、特に設備の管理についてはオープン当初から特定の業者に固定されていることから、設備の特殊性はあるにせよ、できるかぎり見積もり合わせ等を行う必要がある。	設備管理の随意契約につきましては、ご指摘のように随意契約の場合は、2社以上から見積書を徴収することになっており、具体的な対応として、平成20年度の契約分から他社の見積書を徴収しております。 今後とも、契約事務の適正化に向けた取組みを継続してまいります。 (平成20年8月)	ライフパーク (市民学習センター)

P131 L32 長期事業計画の有無	平成11年度以降、経費は每期減少し過去5年間で約20%削減されているが、更なる削減が必要である。	ライフパーク倉敷は、市民学習センターなど5つのセンターからなる複合施設である。外部監査の指摘の有無にかかわらず、ライフパーク倉敷全体に要する管理運営経費については、毎年度、需用費・委託料を中心に徹底的な経費の削減に努めてきたところであり、直近の平成19年度対平成20年度の経常的ライフパーク倉敷管理運営費を見ても、予算ベースでは106,368千円に対し103,845千円と2.4%の削減となっている。ただ、削減の余地が既に小さくなっている状況において、原油価格の高騰による光熱水費の大幅な上昇が今後の経費面での懸念材料となっている。対応策として、電力消費量の多い空調、照明に係る電力量削減のため、中央監視室との連携により、部屋の利用状況に即応したエアコンのON・OFFなどにより効率的運用に努めている。照明についても、電力消費量の大きいロビー・シャンデリアや天井照明などについて、利用状況を見ながら適宜消灯を実施している。 なお、講座ほかの事業費についても、事業のあり方や費用の洗い直しに不断に努めているところであり、例えば市民学習費について見ると、平成19年度対平成20年度では、同じく予算ベースで55,867千円に対し51,851千円と7.2%の削減を行った中で事業の量と質の確保に努めている。 (平成20年8月)	ライフパーク (市民学習センター)
P150 L4 倉敷市の事務事業評価	この事業の成功の鍵は分譲を進め、入居企業が所期の成果を速やかにあげることにかかっている。局内優先度がDでは困るのである。公債利子費用は待ったなしで発生する。費用を最小に抑えつつ、最大効果をもたらすよう、速やかに分譲を完了する必要がある。	担当部署として早期分譲に積極的に取組み、公債費の利子負担の軽減、雇用の拡大、市税収入の確保など図っていくことが重要であると考えております。今後も、新聞広告や広報への分譲記事の掲載を行うと共に職員による積極的な分譲セールスを行ない、今後も分譲に向けて最大限努力してまいります。 【参 考】 平成10年から分譲を開始し、全区画15区画のうち、平成10年度が2区画、平成11年度が1区画の分譲を行いましたが、平成12年度は分譲を行うことができず、鑑定評価を行う方法に変更してから、平成13年度は1区画を分譲し、平成15年度から17年度まで、毎年2区画ずつ分譲してきており、現在、10区画の分譲が完了しており、これからも早期分譲に努めて参ります。 また、平成18年度も1区画の分譲を行うことができました。 (平成18年7月現在) 平成18年度、2区画を分譲し、全体の分譲率は88.4%、残り分譲区画は3区画となりました。 これにつきましても、同分譲要領の分譲地の用途を緩和(既立地企業の福利厚生に供する施設の追加等)を行なう等、引き続き早期分譲に努めており、景気の回復基調とあいまって、随時引き合いがある現状です。 (平成19年5月)	クリエイティブ パーク (産業支援課)

P166 L20 地域別分布の分析	健康づくり事業が、市民の健康維持、増進を図る目的で実施されているのであるから、広く市民全体に公平に事業を受ける機会を提供する義務がある。利用者の、交通手段等の負担を軽減し、利用者の範囲を広げる努力(例えば送迎バス等の導入)がひとつの方法である。 また、場所の機会を増やす努力としては、遠所での別施設の設置または、一般民間施設の時間借での利用等によりプラザから遠方の市民が近場で受講できる機会を拡大する必要がある。また現在は、児島・玉島地区でお出かけ運動教室を実施しているが、これら以外の地区でも実施を検討すべきであろう。	健康づくり事業の場所を拡大し、市民全体が利用しやすい取り組みとして、現在実施している児島、玉島地区でのお出かけ教室以外に、新たに、各地域へ出向く「出前健康づくり講座」を積極的にPRし、実施していきます。 (平成18年7月)	保健所保健課
P174 L17 現金管理について	プラザ使用料の受取現金が、帳簿上は26,880円のものの実査高26,885円であり5円過大となっていた。いままで、現金過不足は生じていなかったとのことであるが、処理の再確認が必要である。	現金の管理及び確認については、毎日の確認、入金時の確認を徹底し、それぞれ別の職員が帳簿との照合を行っています。 (平成18年7月)	保健福祉推進課
P176 L7 支出管理の適正性、合規性について	本庁舎の方が来庁者数、警備対象事業が圧倒的に多く警備に求められる質については本庁の方が高いと考えられるため、プラザはもっと低い単価で計算されるべきであり、同じ単価で計算されているのは不合理である。これは、詳細な警備費用の積算を避けて安易に本庁の警備単価を用いて予定価格を設定するものであり、妥当ではない。	当プラザ(保健所を含む)は、全館が休館となるのが、年末年始、祝祭日及び第3日曜日だけで、本庁舎に比べ開館日数が多いという実態があります。 なお、平成18年度の入札においては、警備業務の単価は国土交通大臣官房営繕部監修「建築保全業務積算基準」で該当するうちの最低単価を用いて金額の設定を行いました。 (平成18年7月)	保健福祉推進課
P178 L11 倉敷市が実施した「事務事業評価結果」との比較吟味	感覚矯正事業一現状の方法では、拡大は困難	感覚矯正事業は、視覚及び言語聴覚について障害者の早期発見に努めるとともに、相談、情報提供、訓練、検査等の業務を行なっております。 事業は、現状の方法で実施しており、事業内容として、社会福祉施設に職員を派遣して感覚機能に対する支援を行なうことになっているため、18年度に新たに倉敷市くすのき園、身体障害者デイサービスセンター、児島・玉島障害者支援センターへの視覚についての情報提供、相談、訓練及びホームヘルプステーションでの視覚の情報提供、在宅視覚障害者に対する補助具の情報提供や相談、教育センターへの情報提供や相談を実施しております。 (平成18年7月現在) 平成18年度に事務事業評価の見直しを行い、方向性を拡大から現状維持に改めました。 感覚矯正事業は、視覚及び言語聴覚について障害者の早期発見に努めるとともに、視能訓練士や言語聴覚士による相談、情報提供、訓練、検査等の業務を行っています。現状の施設・設備・人員等を有効に活用し、音楽療法を取り入れるなど新たなニーズにも対応しながら、現行どおり事業を継続して実施します。 (平成19年6月)	障害福祉課

P178 L12 倉敷市が実施した「事務事業評価結果」との比較吟味	展示コーナー運営事業一現状の展示形態では、市が関与すべき事項であるか疑問である	展示コーナーについては、平成19年4月、保健福祉局内関係各課と総合福祉事業団とで検討会を設置し、そのあり方を検討しました。その結果、住宅改造モデルコーナーについては、見学者も多く民間に類似の施設が無いため、現状のままとし、福祉機器展示コーナーには、同系統の機器が複数展示されているものや民間事業者の展示スペースでも見られるものがあり、これらを整理することにより半分に縮小しました。それにより生じたスペースには倉敷市総合療育相談センターを設置しました。（平成20年8月）	高齢福祉課
P178 L14 倉敷市が実施した「事務事業評価結果」との比較吟味	総合相談事業一現状の方法では、拡大は困難	現状の方法での事業拡大は困難であるとの認識から、平成18年度以降の事務事業評価においては「現状維持」に変更しています。 ところで、本事業の利用者は年々増加傾向にあります（平成17年度：2,196人→平成20年度：4,946人）。したがって、より効率性を高めていく必要はあると考えています。（平成21年10月）	保健福祉推進課
P182 L1 プラザの今後について	現状を把握し、問題点を明らかにして、市の福祉行政の中でのプラザの位置づけをより明確とした、中長期の事業計画の策定が必要である。さらに、現状の事業を客観的に評価見直し不要な事業を廃止し、必要であれば新たな事業を開始する必要がある。	プラザについては、第五次総合計画後期計画の中で、「保健と福祉サービスの連携を強化する」として、「市民一人ひとりが状況に応じて、保健と福祉の一貫したサービスを受けられるよう、保健所やくらしき健康福祉プラザを核とした連携を強化し、必要に応じて拠点の整備も図りながら、相談体制や情報提供の充実など総合的な支援を行います。」と位置づけられています。 各事業の評価見直しについては、事務事業評価の実施する中で実施していきます。（平成18年7月現在） プラザについては、第五次総合計画後期計画の中で、「保健と福祉サービスの連携を強化する」として、「市民一人ひとりが状況に応じて、保健と福祉の一貫したサービスを受けられるよう、保健所やくらしき健康福祉プラザを核とした連携を強化し、必要に応じて拠点の整備も図りながら、相談体制や情報提供の充実など総合的な支援を行います。」と位置づけられています。 各事業の評価見直しについては、事務事業評価の実施する中で実施しております。（平成19年6月）	保健福祉推進課

P182 L6 プラザの今後について	利用者へのアンケート実施については、一部の事業で今後実施予定とのことであったが、現在はほとんどなされていなかった。利用者のニーズを把握するためには、不可欠なものであるから、必ず実施すべきである。	利用者に対するアンケートは、事業団内部での運営検討委員会の課題として出されています。アンケート内容や実施方法を充分協議のうえ、対応策を決定します。 (平成18年7月現在) プラザ全体については、18年度末にアンケート調査を行い、おおむね良好な評価を得ています。抽出された問題点については、今後改善していく予定です。 個々の事業については、イベント時やカウンターでの対応時などにアンケートを実施しており、事業の改善に活かしています。 (平成19年6月)	保健福祉推進課
P182 L22 総合評価	①プラザの建物設備が割高であるが、その要因であるプール、体育館は十分に活用されていない。	プール、体育館についても他の施設と同様に、保健福祉団体の利用が優先されます。プールは、規則で水浴訓練室として、プラザ事業に支障のない範囲で、障害者開放日、一般開放日を設定しています。その他の空いている日時を保健福祉団体に貸し出しています。 体育館は、日中は健康づくり事業等の講座で使用し、夜間及び土日については障害者スポーツ団体が主に使用しています。空いている時間帯は、平日の午前及び日中が多く、なかなか一般利用に結び付かないのが現状です。 利用状況は以上ですが、現状では設置目的に合った使用がなされていると考えます。 (平成18年7月)	保健福祉推進課
P182 L33 総合評価	⑨指定管理者をあらかじめ倉敷市総合事業団に「指名」することは問題である。	平成21年度から平成25年度の指定管理者更新に際して、管理運営等の方針を見直しました。 施設内で実施する事業については、高い専門性を有することや各事業が密接に関連する点から倉敷市総合福祉事業団に委託としました。一方、施設の維持管理や貸館事業等については、それを専門的に行なう民間団体等に管理運営委託する方が効果的と考え、競争原理の働く公募により指定管理者を選定しました。 (平成21年10月)	保健福祉推進課

P182 L34 総合評価	⑩事業の有効性を判断するためアンケートの実施や、中長期事業計画の策定が必要である。	アンケートの実施については、今後、関係各課と協議し検討します。 プラザについては、第5次総合計画後期計画の中で、「保健と福祉サービスの連携を強化する」として、「市民一人ひとりが状況に応じて、保健と福祉の一貫したサービスを受けられるよう、保健所やくらしき健康福祉プラザを核とした連携を強化し、必要に応じて拠点の整備も図りながら、相談体制や情報提供の充実など総合的な支援を行います。」と位置づけられています。 (平成18年7月現在) アンケートについては、指定管理に関するアンケート及び一部事業・イベント等について実施しましたが、今後、必要に応じて実施していきます。 プラザについては、第5次総合計画後期計画の中で、「保健と福祉サービスの連携を強化する」として、「市民一人ひとりが状況に応じて、保健と福祉の一貫したサービスを受けられるよう、保健所やくらしき健康福祉プラザを核とした連携を強化し、必要に応じて拠点の整備も図りながら、相談体制や情報提供の充実など総合的な支援を行います。」と位置づけられています。 (平成19年6月)	保健福祉推進課
P197 L30 利用状況の検討	電子申請ができる手続きの数は、全国的に見ても多いとのことである。その点では評価できるが、制度的な制約もあり利用件数が伸びない。今後は利用件数が増える様、市民への広報活動などさまざまな検討が必要である。	電子申請の利用拡大に向けて、岡山県電子自治体推進協議会(岡山県と県内自治体で構成)と連携して、広報リーフレットやポスター等を配布し周知に努めています。(最新版は平成18年4月発行) 今後は、広報紙等も活用しながら周知広報を進めていきたいと考えております。 (平成18年7月)	かわせみネット (情報政策課)
P200 L10 利用状況の検討	さらに行き届いたきめ細かい指導や研修が必要であるとともに、利用する側である教職員も活用に向けてもっと努力すべきである。	教職員向けの指導・研修については、情報学習センターにおいて継続して実施しており、今後のカリキュラムに指摘された内容について盛り込む方向で検討しています。 研修の全体スケジュールは実施の半年以上前に確定しているため、今後取り組む状況であることから未措置となっております。 (平成18年7月現在) 教職員向けの指導・研修において、かわせみネットの利活用についても、内容に盛り込みながら実施しています。 (平成18年10月～) (平成19年6月)	かわせみネット (情報政策課)

P201 L19 住民開放用端末と図書館検索専用端末の併設	倉敷市全体で見た場合、住民用開放端末でさえ1日の平均利用時間が0.46時間ほどしか利用されていない現状で、全ての施設に同様の機能を持った端末を2台も設置する必要があるだろうか。税金の無駄遣いである。	住民開放端末及び図書館検索端末については、各施設の利用状況を確認しながら、配置見直しを検討していきます。 移設に関しては、電源工事や通信線工事を伴うことになるため今後取り組むこととなります。 (平成18年7月現在) 端末の利用状況を勘案して、配置見直しを行い、一部を撤去して利用が多い施設に移設しました。引き続き、利用状況の把握に努め、必要に応じて移設を検討します。 (平成18年11月) (平成19年6月)	かわせみネット (情報政策課)
P203 L11 倉敷市の事務事業評価の検証	地域情報推進化事業について、方向性が「現状維持」、優先度も「B」となっているが、同じ「かわせみネット」を利用する電子自治体の方向性が「拡大」で、優先度が「A」となっていると整合していない。	地域情報化推進事業については、本件の「地域イントラネット整備事業」によるシステム設置を想定して記述されている。これらについては、利用拡大への取り組みは進めていくとしても、端末増設などの計画は無いため現状維持としています。 電子自治体への取り組みでは、電子申請など住民に直結したサービスを提供する方針で進めているため拡大の方向性としています。 (平成18年7月)	かわせみネット (情報政策課)
P204 L4 教職員に対する指導の徹底及び教職員側の利用に向けての努力	学校、幼稚園の教職員に日常の業務の中で「かわせみネット」を有効に活用し、教育に役立ててもらう様、いかにして指導していくかを具体的に検討すべきであると考え。同時に教職員の側も「かわせみネット」の機能を十分認識し、活用に向けて努力すべきである。	教職員向けの指導・研修については、情報学習センターにおいて継続して実施しており、今後のカリキュラムに指摘された内容について盛り込む方向で検討しています。 研修の全体スケジュールは実施の半年以上前に確定しているため、今後取り組む状況であることから未措置となっております。 (平成18年7月現在) 教職員向けの指導・研修において、かわせみネットの利活用についても、内容に盛り込みながら実施しています。 (平成18年10月～) (平成19年6月)	かわせみネット (情報政策課)
P204 L18 住民開放用端末の設置	住民開放用端末については、例えば地区の基幹となる公民館にのみ設置するなどある程度限定して設置するのが効率的ではないだろうか。その結果として利用者に多少の不便を強いることになったとしても、市全体の効率性から考えて公益に資すると思われる。少なくとも住民開放用端末と図書館検索専用端末を同一の場所に1台ずつ設置する必要はない。	住民開放端末及び図書館検索端末については、各施設の利用状況を確認しながら、配置見直しを検討していきます。 移設に関しては、電源工事や通信線工事を伴うことになるため今後取り組むこととなります。 (平成18年7月) 端末の利用状況を勘案して、配置見直しを行い、一部を撤去して利用が多い施設に移設しました。引き続き、利用状況の把握に努め、必要に応じて移設を検討します。 (平成18年11月) (平成19年6月)	かわせみネット (情報政策課)

P205 L5 住民に対する広報活動の必要性	住民に対しては広報誌である広報「くらしき」などを使って広く市民に「かわせみネット」の利用をアピールするとか、公民館の職員や図書館の職員一人ひとりが、一人でも多くの人に端末を利用してもらおうよう積極的に来館者に広報活動をするなどあらゆる場面で利用促進に向けて努力すべきではないかと考える。	広報紙等を活用して市民に周知広報を進め利用促進を図ります。 また、公民館職員に対して文書等で注意喚起を行います。 (平成18年7月現在) 公民館職員向けの指導・研修において、かわせみネットの利活用についても、内容に盛り込みながら実施しています。また、ホームページ等を通じて広報に努めています。 (平成18年10月～) (平成19年6月)	かわせみネット (情報政策課)
P15 L22 バランスシートおよび後世代による社会資本の負担率	地方自治体全体の行政活動を把握するためには普通会計だけでなく、公営企業会計、さらには財政援助団体まで拡大した連結バランスシートを作成することが必要である。	平成18年3月に、普通会計の倉敷市バランスシート及び行政コスト計算書と合わせて、倉敷市の全会計、一部事務組合及び出資率50%以上の外郭団体を対象とした倉敷市連結バランスシート及び倉敷市連結行政コスト計算書を作成し公表しました。 連結バランスシートにつきましては、総務省が提示した「地方公共団体の連結バランスシート(試案)について」に基づいて作成し、連結行政コスト計算書は、本市独自の方法により作成しました。 (平成18年7月)	(財政課)
P206 L7 失敗した事業を見切る大胆な決断	現時点での施設の必要性、市民ニーズとの整合性等の観点から存在意義が希薄化した施設又は事業の大胆な処分を検討すべきと考える。 失敗した事業をズルズルと引きずるのではなく、施設の売却や転用といった抜本的な対策を真剣に検討すべきである。	平成18年5月に公表した倉敷市指定管理者制度推進方針に基づき、公の施設の設置目的や利用状況等を検証し、公の施設としての機能が実質的に失われている場合には施設の廃止、譲渡又は統廃合を検討することとしました。 また、事務事業評価制度においても、施設の設置目的の検証や上位施策への貢献度などを含めた評価を制度化し、設置目的が陳腐化している施設や上位施策への貢献度の低い施設は廃止や売却をすることとしました。 瀬戸大橋架橋記念館及び水島海員会館について上記制度により検証を行った結果、瀬戸大橋架橋記念館は、地域のコミュニティー施設として存続の必要性を認め、指定管理者制度を活用して、これを管理運営することとし、水島海員会館については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」による、国庫補助金の返還義務が無くなる3年後を目処に、売却することとしました。 なお、水島会員会館については、売却までの3年間(平成21年度末まで)については、指定管理者制度を活用して、これを管理運営しています。 (平成19年6月)	(行政経営課)
P206 L24 指定管理者制度の改善点	コスト面だけで判断してはならないが、厳しい市の財政状況の中、公の施設のコストの削減のためには、公募による競争が必要であり、指名での指定管理者では効果は不十分である。	平成18年5月29日に公表した倉敷市指定管理者制度推進方針により、指定管理者の選定方法を原則公募とすることといたしました。 (平成18年7月)	(行政経営課)

P207 L1 事務事業評価の第三者による検証	行政評価委員会に回す前に、まず市役所内部でプロジェクトチームを組む等により全ての事務事業を自己評価した以外の者が検証すべきである。	平成18年度から、企画課、行政経営課、財政課、人事課の4課で2次評価を実施し、その後、行政評価委員会の評価を受けることとしました。 (平成18年7月)	(行政経営課)
P207 L5 工事請負契約の高落札率入札	監査対象となった施設の工事請負契約のうち、工事請負契約を吟味することができなかった一部の古い施設を除き、ほとんどの契約が落札率95%以上の高落札率となっていた。 監査人が昨年度の水道事業の監査で指摘したように、入札制度改革をより一層推進すべきである。	本市におきましては、今までに郵便入札の試行、公募型(事後審査・郵送方式)競争入札の導入および高落札率入札調査制度の実施など、様々な入札制度改革を行ってきました。 そして、平成18年度からは、同一入札参加業者への下請(落札者から他の入札参加者への下請)を極力避けるよう周知・指導すると共に、測量・建設コンサルタント業務等の委託業務においても高落札率入札調査制度を適用することとし、入札制度改革を推進しました。 ・郵便入札 談合等不正行為防止のため、入札書を郵送によって提出する入札方法。 ・公募型(事後審査・郵送方式)競争入札 入札参加業者を広く公募する競争入札の方式で、入札参加資格要件を満たす業者が、入札書を郵送する方式で入札に参加し、入札後、落札候補者のみから資格書類の提出を受け、資格審査を行い落札決定する方法。 ・高落札率入札調査制度 落札率95%以上となった場合、工事内訳書の提出を求め、適正な積算に基づいて入札価格が設定されているかどうか調査する制度。 (平成18年7月)	(契約課)
P207 L37 財産管理の改善について	財産管理の徹底した金融機関でさえ不祥事が絶えない現状を十分認識し、公の施設における甘い財産管理の改善を強く要望したい。	全職場に対して、備品は市民の財産という意識を常に持って、適正な管理を取り扱うよう次の2点について特に周知します。 ① 備品台帳と現物の定期的なチェックを実施すること。 ② 規則で定められた備品の諸手続きに漏れがないようにすること。(管財課) 収入金については、会計課が担当課に出向いて実施しているつり銭検査等の機会に、適正に管理されているかどうかを確認し、個別に指導していきます。また、財務会計実務研修(毎年7月又は8月に実施)においても、各所属の会計担当者に倉敷市財務規則等関係規定の周知徹底を図り、収入金の適正な管理について指導していきたいと考えています。(会計課) (平成18年7月)	(管財課) (会計課)

P208 L3 計画時に住民ニーズが十分把握されていない	計画時において住民ニーズを十分把握しないまま施設等の建設・購入がなされている。 限りある財源を有効かつ効率的に使うには、住民ニーズの適時・適切な把握および定期的な見直しが必要である。	計画時ではありませんが、市民ニーズの調査については、毎年3月に市民アンケートを実施しています。市民アンケートでは、市民の各施策に対する満足度と重要度の調査を行い、その調査結果を反映できるように、平成19年度には行政評価制度の見直しを行い、平成20年度から新制度による行政評価(事務事業評価と施策評価)を開始しました。市民アンケートによる重要度と満足度の調査結果は、施策評価実施後、翌年度の予算編成方針や重点分野選定の際の資料の一つとして活用しています。 市民協働によるまちづくりを推進する取組みの事例として、児島市民交流センターや玉島市民交流センターの設置にあたっては、計画の段階から市民とのワークショップ、アンケートやフォーラムを実施するなど、市民ニーズの把握に努めています。 また、平成21年度から実施している「市民モニター制度」を利用して、タイムリーに市民ニーズを把握することが可能になると考えています。今後、登録者の増加を図り、計画時を含め、担当部署が必要な市民ニーズを調査し、反映できる仕組みにしていきたいと考えています。 (平成21年10月)	(企画経営室) (市民広聴課)
---	--	--	----------------------------